



官 総 10 - 6
令和3年1月12日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国 税 庁 総 務 課 長
細 田 修 一
(官印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について（依頼）

平素から税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、1月7日に、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（別紙1）がされるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

そこで、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染対策を着実に実施するよう内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から当庁宛に周知依頼が参りました。

つきましては、貴会におかれましても、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大防止に引き続き取り組んでいただけるよう御協力をお願い申し上げますとともに、別紙資料を活用し、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対しましても、当該提言の周知を行っていただけますようお願い申し上げます。

また、各税理士の皆様にあつては、顧問先の方々に対しましても、当該周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

御不明な点につきましては、下記の連絡先までお問合せください。

連絡先：国税庁長官官房総務課
TEL：03 - 3581 - 4161
担当：岡本・二見（内線 3429・3445）